

福岡県外国人介護職員介護技能等向上事業委託仕様書

1 目的

外国人介護人材の介護技能向上のための集合研修を実施することにより、外国人介護人材が国内の介護現場において円滑に就労・定着できるようにすることを目的とする。

2 業務の名称

福岡県外国人介護職員介護技能等向上事業

3 業務の内容

集合研修の企画、受講者の募集、会場及び講師の手配、開催等実施に係る一切の業務

4 研修の概要

(1) 研修対象者

福岡県の管内で就労する介護職種の技能実習生及び介護分野における第1号特定技能外国人とする。ただし、その他外国人介護人材の受講も可能とする。

(参考) 令和6年12月末までに認定を受けた技能実習生の国籍
ベトナム、ミャンマー、カンボジア、インドネシア、中国、フィリピン、ネパール、インド、スリランカ、モンゴル

(2) 研修の企画

① 内容

研修対象者が介護現場で円滑に就労・定着できるようにする観点から、以下の内容とすること。また、研修は講義(座学)のみならず、演習を取り入れて行うこと。

- ・介護の基本
- ・コミュニケーション技術
- ・文化の理解
- ・介護の日本語

※生活や介護現場で使用する漢字、言葉、文章の読み書き、方言、介護現場で使用する介護記録等の読み書きを盛り込むこと。

② 研修体制

研修講師は、外国人の介護職員を対象にして介護の領域の講義等を教授した経験を有する者など、研修を適切に実施することができる者を選定すること。また、通訳や日本語指導の専門家を配置するなど、研修対象者が効果的に学習できるような体制を組むこと。

また、研修対象者によって介護技能及び日本語能力に差があることが考えられるため、研修を実施する前に、研修対象者数や個々の能力等を把握し、必要に応じてグループに分けて研修を行うなど、効果的な研修体制を組むよう努めること。

③ 研修成果等の確認

研修の実施にあたっては、その研修成果を把握することが重要であることから、研修のねらい、到達目標、習得する技能等をあらかじめ明確にしておくこと。また、研修の開始時と終了時にテスト等を実施するとともに、研修対象者への受講アンケートを実施するなど、受講者の研修成果や今後の研修運営に関する改善点等を把握するための取組を行うこと。

④ 研修教材

研修教材の作成にあたっては、介護や日本語等の専門家の意見を踏まえて、効果的な学習ができるように配慮すること。

(3) 研修の実施

① 実施場所

福岡・北九州・筑豊・筑後の4地区に分け、それぞれの地区で、研修を開催すること。なお、会場の選定にあたっては、受講者が参加しやすいよう工夫すること。

② 研修の開催日程

開催日程（時期、曜日等）については、受講者が参加しやすいよう工夫し、回数は各地区5日間の研修とすること。

③ 定員

各会場20名程度

④ 受講料

受講料は無料とすること。ただし、研修会場までの交通費については、受講者又は介護事業所等の負担とすること。

(4) 緊急時の対応

新型コロナウイルスの感染拡大や災害等に伴い、(3)の方法での研修実施が困難となった場合の代替研修事業を実施すること。

(5) 介護事業所等への周知、受講者の決定

① 受託者は、県内の介護事業所等に対して研修の開催について周知すること。

※介護事業所等の情報は県から提供する。

② 受託者は、介護事業所等から申し込みのあった者について、受講の日程と会場を決定し、介護事業所等に通知すること。

(6) 経費の支払

委託事業を実施するために必要な次の経費については、受託者が支払うこと。

① 会場借上料、講師への謝金及び交通費、教材等の経費

- ② 介護事業所等への周知・受講者の決定等に係る事務経費
- ③ その他の必要な経費

(7) 報告書の提出

研修等の実施終了後、開催実績、受講人数、実施効果に係る報告書を提出すること。
提出先は、福岡県保健医療介護部高齢者地域包括ケア推進課介護人材確保対策室とする。

(8) スケジュール

- 7月 : 研修等の企画（開催日程の決定、会場・講師の選定）
介護事業所等への周知
- 9月～3月 : 研修等の実施開始
- 3月 : 研修等の実施終了、研修実施効果の評価・分析
報告書の作成、提出

5 契約期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

6 留意事項

事業計画、予算及び事業運営上重要な事項については、事前に県と協議すること。